

志木市危険ブロック塀等撤去改修補助金交付規程

平成30年7月20日

告示第129号

(趣旨)

第1条 この規程は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第6条第1項の規定に基づき策定した志木市建築物耐震改修促進計画に定める建築物の耐震化の基本的な方針にのっとり、市内事業者を利用して倒壊等の危険性があるブロック塀等の撤去工事又は撤去工事及び改修工事を行った者に対し、予算の範囲内において志木市危険ブロック等撤去改修補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、志木市補助金等交付規則（昭和53年志木市規則第22号。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 市内事業者 市内に本店を有する法人事業者又は市内に住所を有する個人事業者をいう。
- (2) ブロック塀等 土地に附属し、かつ、通り抜けができる道路（建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項、第2項に規定するものをいう。）又は市が設置し、又は管理する公共施設等に1メートル以上接し、道路面又は公共施設面から1メートル以上の高さを有する塀及び門柱で、コンクリートブロック塀、万年塀、石材等を用いて築造したものをいう。
- (3) 撤去工事 既存のブロック塀等の一部（残存部分の高さが60センチメートルを超える場合を除く。）又は全部を解体し撤去する工事をいう。
- (4) 改修工事 既存のブロック塀等の撤去工事をした範囲内において新たにブロック塀等を設置する工事その他別に定める工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、市内においてブロック塀等を所有し、又

は管理する者であって、次に掲げる地方税等を滞納していないものとする。

- (1) 志木市税条例（昭和30年志木市条例第11号）に規定する市民税、固定資産税又は軽自動車税
- (2) 志木市国民健康保険税条例（昭和30年志木市条例第13号）に規定する国民健康保険税
- (3) 志木市都市計画税条例（昭和41年志木市条例第16号）に規定する都市計画税
- (4) 志木市学童保育条例（昭和51年志木市条例第31号）に規定する保育料
- (5) 志木市保育の実施に関する条例（昭和62年志木市条例第5号）に規定する保育料
- (6) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護保険料（補助対象工事）

第4条 補助の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、市内事業者が施工するブロック塀等の撤去工事又は改修工事とする。ただし、次に掲げるものは除く。

- (1) 建築基準法に適合しているもの
- (2) 公共工事の施行に伴うもの
- (3) 販売を目的として整地や解体工事をする際にブロック塀等の撤去に伴うもの
- (4) 都市計画法第29条に規定する開発行為に伴うもの
- (5) 建築物の新築、増築又は改築に伴うもの
- (6) 撤去した部分を超えて改修するもの
- (7) その他市長が補助対象工事と認めないもの
（補助金交付額及び限度額）

第5条 補助金の交付額は、当該補助対象工事に要した費用の100分の50以内で、撤去工事については100,000円（当該撤去工事に係るブロック塀等の長さが20メートル以上の場合には、200,000円）を、改修工事については200,000円（当該改修工事に係るブロック塀等の長さが20メートル以上の場合には、400,000円）

を限度額とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付回数)

第6条 補助金の交付回数は、同一敷地内のブロック塀等の撤去工事及び改修工事それぞれにつき、1回限りとする。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、志木市危険ブロック塀等撤去改修計画認定兼補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 対象工事平面図
- (3) 対象工事立面図(姿図)
- (4) 対象工事に係る見積書の写し
- (5) 対象工事施工前の状況を確認することができる写真
- (6) その他市長が必要と認める書類

(計画認定兼補助金交付決定通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、速やかにその内容を審査の上、その結果を志木市危険ブロック塀等撤去改修計画認定兼補助金交付決定通知書(第2号様式)により当該申請をした者に通知するものとする。

(工事の変更届)

第9条 前条の規定による通知を受けた者(次条及び第11条において「申請者」という。)が、対象工事の内容を変更しようとするときは、志木市危険ブロック塀等撤去改修変更届(第3号様式)に、第6条各号に掲げる書類のうち変更する内容を確認することができる書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(完了報告兼補助金交付請求)

第10条 申請者は、対象工事が完了したときは、速やかに志木市危険ブロック塀等撤去改修完了報告兼補助金交付請求書(第4号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 対象工事に要した費用の内訳書の写し

- (2) 対象工事に要した費用の領収書の写し
 - (3) 対象工事施工後の状況を確認することができる写真
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (補助金の交付)

第11条 市長は、前条の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金交付請求の代行)

第12条 申請者の配偶者又は3親等以内の親族（次項において「配偶者等」という。）は、当該申請者が第9条の規定による請求（以下この条において「交付請求」という。）をする前に死亡したときは、当該申請者に代わって交付請求をすることができる。

2 前項の規定により交付請求をすることができる配偶者等は、第2条の要件に該当する者でなければならない。

(補助金交付決定等の取消し)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (2) この規程の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、志木市危険ブロック塀等撤去改修補助金交付決定取消通知書（第5号様式）により、通知するものとする。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、志木市危険ブロック塀等撤去改修補助金交付額返還請求書（第6号様式）により、補助金の交付を受けた者に期限を定めて返還させることができる。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、平成30年8月1日から施行する。